公開質問状

~滝山病院に対する改善命令と改善計画について~

令和5年8月29日

東京都知事 小池百合子 殿

医療法人社団孝山会滝山病院に対する今後の処分等に関して、ご質問いたします。 滝山病院において起きた虐待等の事件については、社会的に多くの関心が寄せられており、我々地域で活動する福祉・司法関係者としましても注視しています。

これまでに明らかになっている虐待だけでも滝山病院内においては病院全体の規模で長年続いていたことがうかがわれ、他にも診療報酬の不正請求その他の様々な不正行為が行われていた疑いがあります。もちろん、朝倉重延院長らもこれを全く知らなかったとは考え難い状況です。さらに、同院長は、やはり大きな社会問題となった朝倉病院事件当時の院長でもあり、報道で知る限りにおいてはほとんど同じことの繰り返しのようにも思われ、当然に、同院長を始めとした病院全体の組織的な関与を調査し、厳しく責任の追及が行われるものと考えておりました。

しかし、御庁が発した改善命令には、同病院の組織的関与の実態の解明や病院管理者に対する調査や責任追及が含まれておらず、滝山病院が設置した第三者委員会もあくまで虐待のみを調査対象としており、その他の組織的な不正の有無についてはそもそも第三者委員会の調査の対象ではない、とのことです。

これでは、実態の解明にはほど遠く、本当に実効性のある形で再発防止が期待できる内容とは思えません。

そのような中、今月17日、違法な方法による医療保護入院が行われていたとして所沢市職員7名の他、滝山病院の元院長が監禁等の容疑で書類送検されました。

このことは、現場職員らによる虐待のみならず病院管理者が全く種類の異なる違法行為に関与していたことを強くうかがわせるものであり、より一層、虐待のみに調査対象を限定せず、病院管理者等も調査対象としながら滝山病院内で起きた不正を疑わせる事情については限定を設けずに網羅的に調査をする必要性があることを明らかにしました。

しかし、現在、御庁が発した改善命令の内容を見てもそのような調査を求める内容が含まれておらず、また、滝山病院から提出された改善計画にもそのような内容が含まれていないと考えております。現朝倉院長がきちんと虐待が起きないよう管理・監督するから再発のおそれはない、という内容を柱とする現在滝山病院が提出している改善計画が適切とは到底思えませんが、それでも御庁がその改善計画通りの内容が行われたと認めれば、それで事件は終息してましいます。

しかし、多摩地域の多くの福祉関係者においては、滝山病院事件はある意味これまでの精神科病院にまつわる様々な歪みを映し出す象徴的な事件であると受け止めており、このような不完全な調査や責任追及のまま病院が存続していくことについては、強い懸念を抱いております。

ついては、以下の通り、ご質問させていただきます。

ご質問 御庁において、元院長の監禁罪の嫌疑による送検の事実を受け、改めて病院組織全体の不正の有無を網羅的に調査対象とするよう滝山病院に対して再度の改善命令その他の追加措置を講じる予定はありますか。ある場合には、その具体的な内容をお知らせください。ない場合には、現在の改善計画の内容で再発が防げると御庁において考える根拠をお知らせください。

ご回答は、本日より3週間以内に、下記まで書面にてお願いいたします。

記

〒190-0011 東京都立川市高松町3丁目29-15 特定非営利活動法人トモニ代表 細江昌憲

質問人・団体等 特定非営利活動法人トモニ 特定非営利活動法人日本障害者協議会 公益社団法人やどかりの里 長谷川利夫 小幡恭弘 伊澤雄一 相原啓介 (高幡門前法律事務所) 東京精神医療人権センター 東京都地域精神医医療業務研究会 特定非営利活動法人こらーるたいとう

宮本克(日野市民法律事務所) 木村真実(日野・子どもと家族法律事務所)